

補助対象事業について

●多言語観光案内看板

- ・観光拠点情報・交流施設又は観光拠点情報・交流施設周辺に設置するもの、若しくは、旅行者が観光拠点情報・交流施設へ訪れるための合理的なルート上に設置する案内看板を補助対象とします。
- ・訪日外国人旅行者に対して、観光拠点情報・交流施設の場所を案内することを目的に設置する看板であること。
 - 1 観光拠点情報・交流施設の場所を誘導する看板等
 - 2 観光拠点情報・交流施設の場所を示す地図看板等
 - 3 観光拠点情報・交流施設名を表示する看板等
 - 4 観光拠点情報・交流施設内の設備を示す標識等
 - 5 観光拠点情報・交流施設において観光拠点の場所を誘導する看板等
- ・老朽化した多言語観光案内板の再設置など、新たな要素が加わらない事業は対象外です。

●多言語 Web サイト

- ・観光拠点情報・交流施設の設置主体又は運営主体が運営するホームページであって、観光拠点又は観光拠点情報・交流施設の情報発信を目的としたホームページを補助対象とします。
- ・既存のホームページを多言語化するために行う改修又は新規に多言語化したホームページの作成に必要な費用を補助対象経費とします。
- ・ホームページの翻訳費についても補助対象経費とします。
- ・日本語版ホームページを作成する費用、既存の多言語 Web サイトの維持管理費などは補助対象外です。

●コンテンツ作成

- ・観光拠点情報・交流施設の設置主体又は運営主体が作成する観光案内を主とするコンテンツであり、ポスター、パンフレット、動画、観光案内アプリ等により、観光拠点情報・交流施設から直接、多言語で発信するものを補助対象とします。
- ・既存のコンテンツを多言語化するために行う改修、又は新規に多言語化したコンテンツ作成に必要な費用を補助対象経費とします。
- ・コンテンツの翻訳費についても補助対象経費とします。
- ・日本語のみのポスター、パンフレット等を作成する費用は補助対象としません。ただし、多言語ポスター、パンフレット等を作成する過程で、その元となる日本語版を作成する場合は、デザイン料については対象とします。日本語版の印刷費は対象外です。
- ・既存の多言語パンフレットの単なる刷り増しは対象外です。

●観光案内所

・外国人観光案内所の開設、又は機能向上を図るための改修等に必要な工事であり、以下の1から3に掲げる費用を補助対象経費とします。なお、土地購入費、補償費は補助対象経費となりません。

1 本工事費

・案内所を新規に開設することを目的に行う工事、又は既設の案内所において案内業務機能の向上や接客機能の向上を目的に行う改修や設備の取付けに要する費用。

2 附帯工事費

・案内所の整備に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事の費用を含む。

3 事務費

・工事等に要する設計費及び工事管理費。ただし、基本設計に係るものを除く。

●観光案内用タブレット

・観光案内等の業務において、スタッフが説明時に補助的に使用することを目的としたインターネット接続多言語案内用タブレット端末及びカバー等付属品に要する費用を補助対象経費とします。

・タブレットのみの購入は補助対象外です。通訳サービスシステムや多言語観光案内アプリなどの導入のために必要であり、それらの導入とあわせて購入する場合は補助対象となります。

●公衆トイレ

・外国人旅行者の快適な旅行環境の整備を促進のため、公衆和式トイレの洋式化費用を補助対象経費とします。

●その他

・県内の外国人観光客受入促進のための基盤整備を目的に導入する設備費用等を補助対象経費とします。

詳しくは以下の問合せ先へご連絡ください。

お問合せ先

(公社) ひょうごツーリズム協会 (兵庫県産業労働部国際観光課内)

住 所 : 〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 1号館 7階

T E L : 0 7 8 - 3 6 2 - 3 6 9 7